

平成 26 年 12 月 18 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による  
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、信用取引における平均単価の導入に伴う制度整備を行います。  
概要は次のとおりです。

「信用取引における平均単価の導入に伴う制度整備について」  
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 26 年  
12 月 28 日（日）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、  
下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 26 年 12 月 28 日（日）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1  
証券会員制法人 札幌証券取引所 総 務 部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 26 年 12 月 28 日（日）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

## 信用取引における平均単価の導入に伴う制度整備について

平成26年12月18日

証券会員制法人 札幌証券取引所

### I. 趣旨

会員が取引報告を行う際に、顧客の「同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額(以下、「平均単価」といいます。)」を「単価」として利用することは、平成15年7月の「証券会社に関する内閣府令」(当時)の一部改正等により、有価証券の売買(信用取引等を除く。)に関して、顧客が特定投資家である場合で、かつ、法令に基づき取引残高報告書の交付を要しない場合<sup>1</sup>など、一定の条件のもと可能となっています。現に当該取扱いによる平均単価による取引が実務として定着しているところです。

本所では、今般、信用取引における平均単価の利用ニーズが顕在化してきたことを踏まえ<sup>2</sup>、市場利用者の利便性の向上を目的として、信用取引において同様の取扱いが可能となるよう<sup>3</sup>、所要の改正を行います。

### II. 概要

項目	内容	備考
1. 信用取引に関する通知書への平均単価の利用等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会員が、未決済勘定がある顧客に対して毎月送付する信用取引に関する通知書について、法令に基づき取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、当該通知書の約定値段に平均単価を用いることができます。</li><li>・ 顧客が特定投資家などである場合で、かつ、法令に基づき取引残高報告書の交付を要しない場合には、信用取引に関する通知書の送付を要しないものとします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 信用取引に関する通知書には、現行、個別単価を記載することが求められています。</li></ul>

### III. 実施時期(予定)

平成27年3月末までの本所が別途定める日から実施します。

以上

<sup>1</sup> 「証券会社に関する内閣府令」の公布当時は「適格機関投資家又はそれに相当する外国の法人等」と規定されています。

<sup>2</sup> 平均単価の利用や標準的な事務処理の方法等について、日本証券業協会平均単価検討会において議論されています。

<sup>3</sup> 平均単価の利用が可能な顧客の範囲については、適格機関投資家、上場会社などの特定投資家などが対象となります。